

# Weekly Report

第 4 1 1 号  
平成 29 年 6 月 5 日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 28年分所得税・贈与税の確定申告状況

### ◆所得税の確定申告書提出者は2169万人

国税庁が公表した平成28年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した方は2169万人（前年比0.8%増）で、うち還付申告を行った方は1258万人（同0.9%増）となりました。

また、申告納税額があった方は637万人（同0.7%増）となり、その所得金額は40兆572億円（同1.7%増）、申告納税額は3兆621億円（同3.1%増）と、いずれも2年連続で増加しています。

なお、上場株式等の譲渡所得について申告した方は93万2千人（同2.7%増）で、うち所得金額があったのは29万4千人（同36.3%減）と大幅に減少し、譲渡損失を翌年以降に繰り越した方は、59万2千人（同34.0%増）となっています。

### ◆贈与税の申告状況は

贈与税について申告書を提出した方は50万9千人（同5.4%減）で、うち暦年課税（基礎控除110万円）を適用したのは46万4千

人（同5.0%減）、相続時精算課税は4万5千人（同9.3%減）でした。

また、住宅取得等資金に係る非課税制度を適用した方は5万9千人（同11.3%減）で、贈与を受けた5169億円（同20.6%減）のうち、非課税の適用は4766億円（同22.6%減）となっています。

なお、同制度は父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日に応じて一定の限度額まで贈与税が非課税となる制度で、29年中に契約を締結した場合は、省エネ等住宅1200万円、一般住宅700万円（震災被災者は1500万円・1000万円）まで非課税となります。

## 今月は「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月は、外国人労働者を雇用する際のルールなどの周知・啓発を行う「外国人労働者問題啓発月間」です。

外国人の方は、入管法で定められている在留資格の範囲内での活動が認められているため、雇用する場合には、就労することが認められている在留資格であるかなどを在留カード等で確認します。

また、外国人労働者の雇入れ・離職の際には、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが、事業主に義務付けられています（アルバイトの場合も対象）。届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合や、不法就労させた場合は処罰の対象となりますので、注意しましょう。

## 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽ（全国健康保険協会）は毎年、健康保険の被扶養者について要件を満たしているかを再確認してもらうため、対象者がいる事業主に「健康保険被扶養者状況リスト」を今月上旬から順次、送付します（7月末までに提出）。

再確認の実施により、昨年度は7万人の被扶養者資格が解除されています。解除となった主なケースは、\*被扶養者が就職して被保険者となった、\*被扶養者の年収が130万円（60歳以上などは180万円）以上となった、などです。